

令和7年10月第192回定例 農業委員会総会議事録

令和7年10月10日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議題第760号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議題第761号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議題第762号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第463号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第464号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは早速ですが定刻となりましたので、令和7年10月第192回定例総会の開会をお願い致します。
また、この10月1日付で人事異動がございまして、4月から来ておりました●●が人事課に異動になり、新たに●●参事が来られましたので挨拶させていただきます。
- 事務局 10月1日付でスポーツ課から農業委員会事務局に異動になりました●●と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局長 それでは、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願ひします。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。
本日の現在出席委員22名、欠席の届出 2名(7番 ●●●●委員、24番 ●●●●委員)より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、10月総会が成立していることを報告いたします。
- それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年10月第192回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
4番 ●●●●委員
5番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願ひします。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第 760 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第760号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町桑実寺●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積115m²、同じく安土町桑実寺●●番●●、登記地目、田、現況地目、畠、登記面積120m²、世帯の経営面積、渡人6.5アール、受人4.6アールで今回の申請面積を合わせますと6.9アールとなります。渡人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町桑実寺●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、隣接農地と一体利用でございます。

番号2、土地の所在地、牧町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積165m²、世帯の経営面積、渡人4.7アール、受人0アールで今回の申請面積1.6アールとなります。渡人につきましては、滋賀県栗東市綱●丁目●●番●●号、●●●●、受人につきましては、牧町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、家庭菜園として利用でございます。

番号3、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積123m²、世帯の経営面積、渡人7.4アール、受人0アールで今回の申請面積1.2アールとなります。渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号4、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積142m²、世帯の経営面積、渡人5.2アール、受人12.0アールで今回の申請面積を合わせますと13.4アールとなりま

す。渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

番号5、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,266m²、同じく土田町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積943m²、世帯の経営面積、渡人25.2アール、受人25.2アールで同一世帯のため経営面積に変更はありません。渡人につきましては、堀上町●●番地、●●●●、受人につきましては、堀上町●●番地、●●●●、契約内容は親子間の贈与、譲渡理由につきましては、生前贈与、高齢のため、譲受理由につきましては、生前贈与、従来より耕作でございます。

番号6、土地の所在地、倉橋部町●●番●●、登記地目、田、現況地目、畠、登記面積6.61m²、同じく倉橋部町●●番●●、登記地目、田、現況地目、畠、登記面積238m²、世帯の経営面積、渡人3.0アール、受人4.1アールで今回の申請面積を合わせますと6.5アールとなります。渡人につきましては、倉橋部町●●番地、●●●●、受人につきましては、倉橋部町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員 (特になしの声)

議 長 (特に補足説明もないようですので、) 皆様にお伺いします。
質問や意見はございませんか。

委 員	(特になしの声)
議 長	<p>質問も意見もないようありますので、採決に入ります。</p> <p>議第 760 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>それでは次に、議第 761 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 762 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議第 761 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、加茂町●●番●●、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積39m²、同じく加茂町●●番●●、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積52m²、申請人につきましては、西本郷町●●番地●●、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和51年に造成され申請者の父の住宅として利用されております。今回、相続した土地を調べたところ転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p>

番号2、土地の所在地、長光寺町●●番、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積106m²、同じく長光寺町●●番、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積79m²、申請人につきましては、大阪府守口市豊秀町●丁目●●番●●号、●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅用地で、現地は江戸後期頃に造成され住宅用地として利用されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本案件につきましては、農地法施行前に造成、建築されたものであり、てん末ではありませんが、登記地目を変更するために申請されました。

続きまして、議第762号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、牧町●●番、登記地目、畠、現況地目、雑種地、申請面積46m²、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、受人につきましては、牧町●●番地、●●●●、申請地は、牧町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天駐車場で、現地は平成3年頃に造成され、駐車場として既に利用されておりました。今回、申請地東側に住む受人の駐車場として所有権移転をしようとしたところ、転用ができていないことが判明したため、今回の申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、千僧供町●●番、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積119m²、渡人につきましては、千僧供町●●番地、●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地●●、●●●●、申請地は、千僧供町地先の農地で、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、農振白地のその他第2種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的

は、車庫で平成5年頃に造成され、車庫として利用されています。今回、申請地南東の受人の車庫として所有権移転をしようとしたところ、転用ができていないことが判明したため、今回の申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積446m²、同じく長光寺町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積70m²、渡人につきましては、長光寺町●●番地●●、●●●●、同じく長光寺町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積544m²、渡人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、以上3筆、1,060m²の受人につきましては、武佐町●●番地●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天資材置場で、申請地南側に受人が所有する資材置場と一体利用するために申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第761号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第762号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、●●●●委員、よろしくお願ひします。

委 員

9月30日に、議第761号、農地法 第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第762号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて23番 ●●●●委員、24番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法 第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

番号3の案件です。

周辺に農地が無いことから、問題はないと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請3件、計5件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長 それでは、次に報告第463号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第464号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第463号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年10月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西本郷町●●番●●、田、134m²、同じく西本郷町●●番●●、田、27m²、同じく西本郷町●●番●●、畠、108m²、同じく西本郷町●●番●●、田、62m²、受理日及び受理番号、令和7年9月24日、404番、届出人につきましては、西本郷町●●番地、●●●●、理由につきましては、住宅用倉庫でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●番、畠、264m²、同じく安土町下豊浦●●番●●、畠、32m²、受理日及び受理番号、令和7年9月29日、405番、届出人につきましては、安土町下豊浦●●番地●●、●●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。

続きまして、報告第464号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和7年10月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は全て賃貸借契約解除で11件ございました。

2、農地法施行規則第53条第1項第11号電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的、電気事業者が行う特別高圧送電線鉄塔（支持物）立替、契約の種類、賃貸借、今回1件6筆ございました。借受人につきましては、大津市におの浜●●—●●—●●、●●●●株式会社となっております。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第463号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第464号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 第464号の賃貸借契約解約後、売却とありますが、今まで借りておられた方が買われるということですか。

事務局 安土町の上出と石寺のところにつきましては、先月と先々月に関西電力さんの鉄塔の立替の協議がございまして、その用地として仮設ではなくて本当の鉄塔が立つ場所ということで●●●●に

売却されるための解約ということになっています。

西川 進

議 長 他に質問等ございますか。

それでは、質問や意見等もないようあります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

西川 進

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 192 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前 時 分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員